

国外出張 事務手続きのご案内

申請:書類提出(出発1か月前目安)

- ① 国外出張伺書
- ② 国外出張願
- ③ 補講計画書
- ④ 出張の用務内容・日程が把握出来る資料(参加登録又は発表日時がわかる学会の開催案内・日程表、招聘状、アクセプトの通知のメール(いずれもコピー可)、調査先・調査訪問日時がわかる調査計画書など)

学部長/研究科長の承認

学内回付にて所属長(学部長/研究科長)の承認が取れましたら、研究推進部 からメールにてご連絡いたします。

出張

各種証憑、出張事実確認書類等のご用意

報告書類のご提出

- ① 帰国届および出張報告書
 - ② パスポートのコピー(日本出入国日が印字されたページ)
 - ③ 現地到着立証書類
 - ④ 宿泊費の証憑書類(領収書および明細)
 - ⑤ 航空券の証憑書類(領収書および明細)
 - ⑥ 交通費の領収書(国内:鉄道(特急)、タクシー、高速バス/国外:各種交通費 など)
- ①～③はすべての出張において必要ですが、④～⑥は大学からの旅費のご請求に合わせてご提出ください。詳細は、2ページ目の「出張後の提出書類について」をご確認ください。

◎国外出張は所属長の承認が必要です

国外出張は所属長の承認が必要になります。提出書類に不備がある場合は、受付することが出来ませんので、出発1か月前を目安にお早めにご提出をお願い致します。

◎授業期間中・試験期間中の国外出張回数について

授業期間中又は試験期間中の国外出張は、原則として年2回までとなっております(ただし、校務による国外出張は除く)。もし、当該期間中に3回目以上の国外出張を希望される場合は、申請前に所属長にご相談ください。また、調査・研究のための出張やゼミ合宿の出張等は、原則として休業期間中に行うことになっております。

◎各旅費の規定額について

各旅費(交通費・宿泊費・日当)の大学の規定額は、右表のとおりです。宿泊費については、領収書の金額に基づく実費額支給となります。(ただし、規定額以上の宿泊費の場合は、規定額のお支払いとなります)「指定地区」「その他」については、2ページ目の「地域区分表」をご覧ください。

区分	交通費			宿泊費		日当	
	航空機	鉄道船舶	その他	指定都市	その他	指定都市	その他
教授	エコノミー クラス	最上級の 直近下位 ※2クラス の場合は 上級	乗車に要 する費用	21,000	19,000	6,000	5,500
准教授、専 任講師、助 教及び助手				19,000	17,000	5,500	5,000

○出張後の提出書類について

帰国届および出張報告書	出張伺書にて記載された用務計画の実行状況等をご記入ください。書類は、研究推進部のHPからもダウンロードいただけます。
パスポートのコピー (日本出入国日が印字されたページ)	深夜便等の利用のため出発日と出国日印が異なる場合は、ご連絡ください。
現地到着立証書類	以下の例のような、出張期間中に、現地(出張先国)に行ったことが客観的に立証できる書類となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設から発行された領収書、宿泊証明書(※) ・ 出張先国のパスポート出入国日印のコピー ・ 航空券の半券(往復) ・ 日付及び現地の地名が確認できるレシート ・ 利用日のスタンプが押された利用施設(美術館・博物館等)の入場券等 上述のような書類が入手できないことが予測される場合もしくは、できなかった場合は、研究推進部出張担当までお問い合わせ下さい。
宿泊費の証憑書類(※)	出張者が宛名の領収書等及び宿泊者、宿泊期間、夜数、利用者数が確認できる明細書類(予約完了時に送られてきたメールや予約サイトの利用明細ページ等でも構いません)をご提出下さい。
航空券の証憑書類	出張者が宛名の領収書等及び搭乗者、搭乗便、搭乗日時、搭乗区間、利用クラス(エコノミー利用)等が確認できる明細書類(予約完了時に送られてきたメールや予約サイトの利用明細ページ等でも構いません)をご提出下さい。もし、明細等がない場合は、搭乗券の半券のご提出をお願い致します。
交通費の証憑書類	国内で特急料金等(新幹線、在来線の特急等、高速乗合バス)の利用の際は、領収書をご提出ください。 また現地で利用の交通費についても領収書をご提出ください。

※宿泊費の支給が必要なご出張において、**宿泊費の証憑書類として、宿泊施設から発行された宿泊費の領収書をご提出いただいた場合は、その領収書は現地到着立証書類も兼ねることになりますので、**現地到着立証書類を別途ご準備いただく必要はございません。(宿泊を伴っても)宿泊費が不要のご出張の場合は、前述しております具体例をご参考にご準備・ご提出の程、よろしく願いいたします。

◇地域区分表

区分	地域名
指定都市	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第2の1の備考2に規定する次の指定都市をいう。 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
その他	指定都市を除く全ての都市及び地域をいう。